

千葉市公民館の使用許可の手續及び基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市公民館設置管理条例(昭和44年千葉市条例第23号。以下「条例」という。)及び千葉市公民館管理規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、公民館の使用許可の手續及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の継続の受付期間)

第2条 規則第3条第1項に規定する使用者登録の申請のうち、継続に係るもの(以下「登録継続申請」という。)の受付期間は、次の各号に掲げる使用希望者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間(条例第11条に規定する公民館の休館日(以下「休館日」という。)を除く。)とする。

- (1) 第8条第1号及び第2号に掲げる団体(以下「優先使用団体」という。)並びに社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条に規定する公民館の目的達成に特に寄与する団体であつて、その定期的・継続的な活動を支援する必要があると条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が認める者(以下「定期使用団体」という。) 登録の有効期間
- (2) 前号に掲げる者以外の者 12月1日から翌年3月31日まで

(窓口受付時間)

第3条 規則第3条第1項及び第4条第1項に規定する申請並びに規則第3条第5項に規定する届出の受付時間は、休館日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、規則第6条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う手續(以下「インターネット手續」という。)によるものの受付時間は、休館日を含む午前0時から午後12時までとする。

(登録申請者が提示する書類)

第4条 規則第3条第2項第3号に規定する書類は、代表者の氏名及び住所が記載された次の各号に掲げる書類とする

- (1) 住民票の写し
- (2) 身分証明書
- (3) 健康保険証
- (4) 学生証
- (5) 代表者本人あての郵便物
- (6) 公共機関発行の証明書、領収書、手帳等
- (7) その他代表者の氏名及び住所が確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、第8条第4号に掲げる団体(以下「政治団体等」という。)においては、代表者の意を受けた申請手續者の氏名及び住所が記載された前項の各号に掲げる書類とすることができる。

(公民館使用者登録票の交付)

第5条 規則第3条第3項に規定する登録を行ったときは、速やかに当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 千葉市公民館使用者登録票の交付は、規則第3条第1項に規定する主に使用しようとする公民館（以下「拠点公民館」という。）において行うものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（公民館使用者登録の有効期間）

第6条 規則第3条第4項に規定する登録の有効期間は、登録の日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、登録継続申請による登録の有効期間は、登録継続申請の日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（使用許可手続）

第7条 使用希望者のうち、第8条第1号に掲げる団体が行う規則第4条第1項に規定する使用許可の申請（以下「使用許可申請」という。）は、使用しようとする公民館において行うことができる。

2 使用希望者のうち、第8条第2号に掲げる団体及び定期使用団体が行う使用許可申請は、使用予定日の4月前の日が属する月の末日（休館日に当たるときは、同日前の最後の休館日でない日。）まで、拠点公民館の使用に限り行うことができる。この場合において、定期使用団体が申請できるコマ（別表のとおり区分したものをいう。以下同じ。）の数は、1月当たり最大2コマとする。（優先予約）

3 使用希望者のうち、第8条第3号に掲げる団体（定期使用団体を除く。）が行う使用許可申請は、使用予定日の3月前の日が属する月の1日から7日までの間（以下「抽選申請期間」という。）、拠点公民館の使用に限り行うことができる。この場合において、申請できるコマの数は、1月当たり最大4コマとする。（抽選予約）

4 前項の申請に対する許可は、抽選申請期間の末日の翌日（休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日。以下「抽選日」という。）に抽選により行う。この場合において、団体ごとに許可されるコマの数は、1月当たり最大2コマとする。

5 第1項、第2項及び第3項の申請に対する許可を行い、なお公民館の施設が使用可能であるときは、使用希望者は公民館の使用許可申請を行うことができる。この場合において、書面による申請は、使用しようとする公民館において行うものとする。（先着予約）

6 前項の申請の受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

（1）書面による申請 抽選日の翌日（休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日。）の午前9時30分から使用予定日の午後5時まで（第3条に規定する受付時間内に限る。）

（2）インターネット手続による申請 抽選日の翌日（休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日。）の午前10時から使用予定日の前日の午後5時まで

7 第2項、第3項及び第5項の申請に対して許可されるコマの数は、使用希望者ごとに、1月当たり最大4コマとする。

8 前項の規定にかかわらず、使用予定日の5日前（休館日に当たるときは、同日

前の最後の休館日でない日。)において、なお使用可能な場合で指定管理者が必要があると認める場合はこの限りでない。(5コマ以上予約)

9 使用希望者のうち、第8条第5号に掲げる個人が行う使用許可申請は、使用予定日の5日前(休館日に当たるときは、同日前の最後の休館日でない日。)から使用予定日の午後5時まで(第3条に規定する受付時間内に限る。)、使用しようとする公民館において、書面により行うことができる。(個人予約)

10 前項の申請に対して許可されるコマの数は、1日当たり最大1コマ、1週間(日曜から始まる7日間)当たり最大3コマとする。

11 前各項について、指定管理者が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

(使用を認める者)

第8条 条例第6条に規定する公民館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 町内自治会、地域運営委員会、自主防災組織、PTA、保護者会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員会、スポーツ振興会及びこれらに類する者(地域団体)

(3) 構成員(講師を除く。)の人数が指定管理者の定める数以上の社会教育関係団体

(4) 政治資金規正法第3条第1項及び第2項に定める政治団体、各議会に届け出ている政派及び各議会の議員(政治団体等)

(5) 15歳以上の個人(16歳に達する年度の前の年度を除く)

(6) 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が適当と認める者
(住民以外の者)

第9条 条例第10条に規定する本市住民以外の者とは、すべて本市住民以外の者で構成される者とする。

(使用料の徴収)

第10条 条例第10条に規定する使用料は、使用日に納付するものとする。(第3条に規定する受付時間内に限る。)ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不返還)

第11条 既に支払われた使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用の取りやめ)

第12条 公民館の使用を許可された者が公民館の使用を取りやめるときは、速やかに使用に係る公民館に届け出るよう努めるものとする。

(定期使用団体)

第13条 指定管理者は、管理運営を行う公民館について、定期使用団体の認定基準を定めるものとする。

2 指定管理者は、前項の事項を決定又は変更したときは、生涯学習振興課長に報

告するものとする。

(使用状況報告書)

第14条 公民館を使用した者は、公民館使用状況報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 使用年月日
- (2) 使用時間
- (3) 使用した施設
- (4) 使用目的
- (5) 使用者登録番号
- (6) 使用人数
- (7) 団体使用、個人使用の別
- (8) その他指定管理者が必要と認める事項

別 表

| 午 前 | 午 後 | 夜 間 |
|----------|---------|------------|
| 午前9時～12時 | 午後1時～5時 | 午後5時30分～9時 |

※ただし、宮崎公民館及び長作公民館に限り、下表のとおり

| 午 前 | 午後1 | 午後2 | 夜 間 |
|----------|---------|---------|------------|
| 午前9時～12時 | 午後1時～3時 | 午後3時～5時 | 午後5時30分～9時 |

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、使用予定日が平成26年1月以降の使用希望者が行う登録等について適用し、使用予定日が平成25年12月以前の使用希望者が行い、又は行った使用許可の申請等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日から平成26年3月31日までに行う第6条本文の公民館使用者登録の有効期間は、同条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 第7条第2項後段の規定は、使用予定日が平成26年4月1日以降の定期使用団体が行う申請について適用し、使用予定日が同年3月31日以前の定期使用団体が行う申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、規則第3条の規定による使用者の登録等及び規則第4条の規定による使用許可の申請等に係る改正規定は、平成31年3月8日から施行する。